

川越市地域クラブ活動（部活動地域展開） に向けた運用方針

令和8年9月

川越市

目次

I 運用方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 地域クラブ活動に向けた方向性・・・・・・・・	2
1 年度ごとの進め方及び取組方針（休日・平日）	
（１）年度ごとの進め方	
（２）取組方針（休日・平日）	
（３）その他	
III 地域クラブ活動に関する事項・・・・・・・・	3
1 直営地域クラブ活動	
（１）直営地域クラブ活動とは	
（２）設置方針	
（３）エリア区分	
（４）令和８年度以降の直営地域クラブ活動の設置	
（５）活動の種目	
（６）指導者	
（７）運営団体	
2 認定地域クラブ活動	
（１）認定地域クラブ活動とは	
（２）認定の手順	
（３）認定地域クラブ活動が受けられる支援	

I 運用方針について

この運用方針は、令和8年1月に策定した「川越市 地域クラブ活動（部活動 地域展開）に向けたガイドライン」の内容に基づき、令和8年8月末時点での方向性を示したものです。

II 地域クラブ活動に向けた方向性

1 年度ごとの進め方及び取組方針（休日・平日）

（1）年度ごとの進め方

【令和8年度～令和10年度】「改革実行期間（前期）」

地域クラブ活動を休日及び平日を含めて開始し、地域クラブ活動の充実を図ります。本市の現状から地域クラブ活動への展開を休日から段階的に進めます。

【令和11年度～令和13年度】「改革実行期間（後期）」

前期3年間の結果をもとに、地域クラブ活動の休日の確実な定着や、平日の展開を推進します。

（2）取組方針（休日・平日）

【休日】

改革実行期間（前期）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指します。

【平日】

国・県の動向に注視しながら、検討を進めつつ、実現可能な取組を実施します。

（3）その他

- ・ 地域クラブ活動を段階的に進めていくため、学校部活動をベースとした地域との連携に関わる「部活動指導員配置事業」や「部活動支援員配置事業」の取組を継続します。
- ・ 受益者負担については、全校で休日の地域クラブ活動を実施する改革実行期間（後期）の令和11年度から導入することを検討します。金額は国のガイドラインで月額1,000～3,000円程度が望ましいとされており、今後の地域クラブ活動の運営に要する費用を考慮して設定します。その際に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する

世帯の生徒への支援についても措置を講じることを検討します。

- ・ 大会やコンクール等の参加については、その主催者が定める参加規程に則り参加します。そのため、学校部活動単位での参加が必要な場合は、地域クラブ活動化された休日についても、学校部活動での参加となります。
- ・ 市立中学校は、地域クラブ活動による校舎及び運動施設並びに学校備品等の利用への協力、地域クラブ活動での指導を希望する教員への理解に努めるとともに、自校の生徒が地域クラブ活動で活動することに興味・関心を寄せ、その活動への参加に対する理解に努めます。
また、平日を含めた地域展開が完了するまでの間、部活動としての活動を維持しつつ、地域クラブ活動と連携して生徒の活動機会の確保に努めます。
- ・ 地域クラブ活動の統括（直営地域クラブ活動の設置・運営及び指導者登録制度の運用、認定地域クラブ活動の認定等にかかる事務）を行う事務局として運営団体を据え、川越市・川越市教育委員会と連携のもと、一連の取組を進めていきます。

Ⅱ 地域クラブ活動に関する事項

地域クラブ活動に関する概要は、下記のとおりです。

1 直営地域クラブ活動

（１）直営地域クラブ活動とは

直営地域クラブ活動は、地域展開後も生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、川越市・川越市教育委員会が中学校部活動を地域クラブ活動化する形で設置し、運営するものです。部活動地域展開後におけるこどもたちの主な活動の場として、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的とします。

（２）設置方針

川越市・川越市教育委員会で、エリアの区分や指導者等の確保状況、認定地域クラブの活動の充実状況等を総合的に勘案しながら協議・検討し、直営地域クラブを設置していきます。

なお、平日の部活動の地域展開が完了するまでは、こどもたちの活動を保障するために、直営地域クラブを積極的に設置します。

(3) エリア区分

直営地域クラブ活動は近隣の学校単位による10エリアの区分をベースとし、参加人数に応じて複数エリアを統合するなどにより調整して実施します。
※1校で20人以上となる場合には、可能な限り学校単位で地域クラブを設置します。



(4) 令和8年度以降の直営地域クラブ活動の設置

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
文化系	4校 東、高階西、川越西 (吹奏楽)、 富士見(茶道和文化)	10校 富士見・野田 東・南古谷 高階西・福原	市内全校の部活動 を直営地域クラブ 活動として設置
運動系	2校 霞ヶ関、霞ヶ関東(陸 上、男女バスケット ボール)	霞ヶ関・霞ヶ関東 霞ヶ関西・川越西	

年度	令和8年度大会 終了後	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	改革実行期間(前期)			改革実行期間(後期)		
対象学年	現 中学1・2年生	現 6年生 と 中学1年生	現 小学5・6年生	現 小学4～6年生	現 小学3～5年生	現 小学2～4年生
休日の地域クラブ	スポーツ2校(4クラブ)、文化4校(4クラブ)					
	スポーツ・文化10校(スポーツ76クラブ、文化11クラブ)					
	スポーツ・文化22校(計180クラブ程度を想定)					
運営主体	市直営 → 業務委託で実施					

(5) 活動の種目

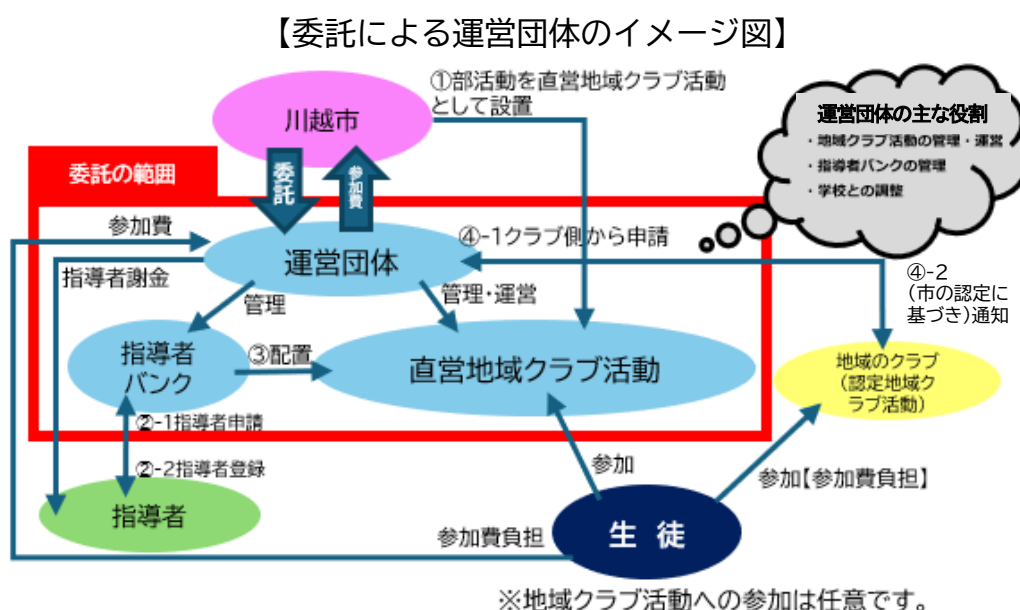
現在学校部活動で実施している種目について、地域展開後にも活動機会を維持できるよう設置を進めます。

(6) 指導者

1 クラブにつき原則として指導者を2名とします。指導者は教員の兼職兼業を認めるほか、指導者バンクを設けて地域から人材を確保します。

(7) 運営団体

直営地域クラブ活動は市が設置・運営するものですが、クラブ数の増加を見据え、令和9年度以降は運営団体を設置し、業務を委託する予定です。運営団体では、クラブや指導者の登録、出欠管理、参加費の受領及び指導者への謝金支払い、学校との調整等を行います。



2 認定地域クラブ活動

(1) 認定地域クラブ活動とは

認定地域クラブ活動は、総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチーム等で、市から認定を受けた地域クラブ活動です。既存の部活動にとられない、多様な選択肢の確保を目的とします。

(2) 認定の手順

川越市に認定地域クラブ活動の申請をしようとする団体は、事前に運営団

体又は川越市と事前協議のうえ、運営団体に申請をし、生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、ガイドライン及び川越市が別に定める基準に基づき認定を行います。

(3) 認定地域クラブ活動が受けられる支援

ア 市立小中学校へのチラシ配布等による広報を支援します。

イ 地域クラブ活動を行うための市立学校校舎及び運動施設、文化施設等の施設利用の調整を支援します。

ウ その他の支援については、クラブのニーズ等を踏まえて適宜検討します。
ただし、直接公費の支出を要するような内容は支援の対象外とします。